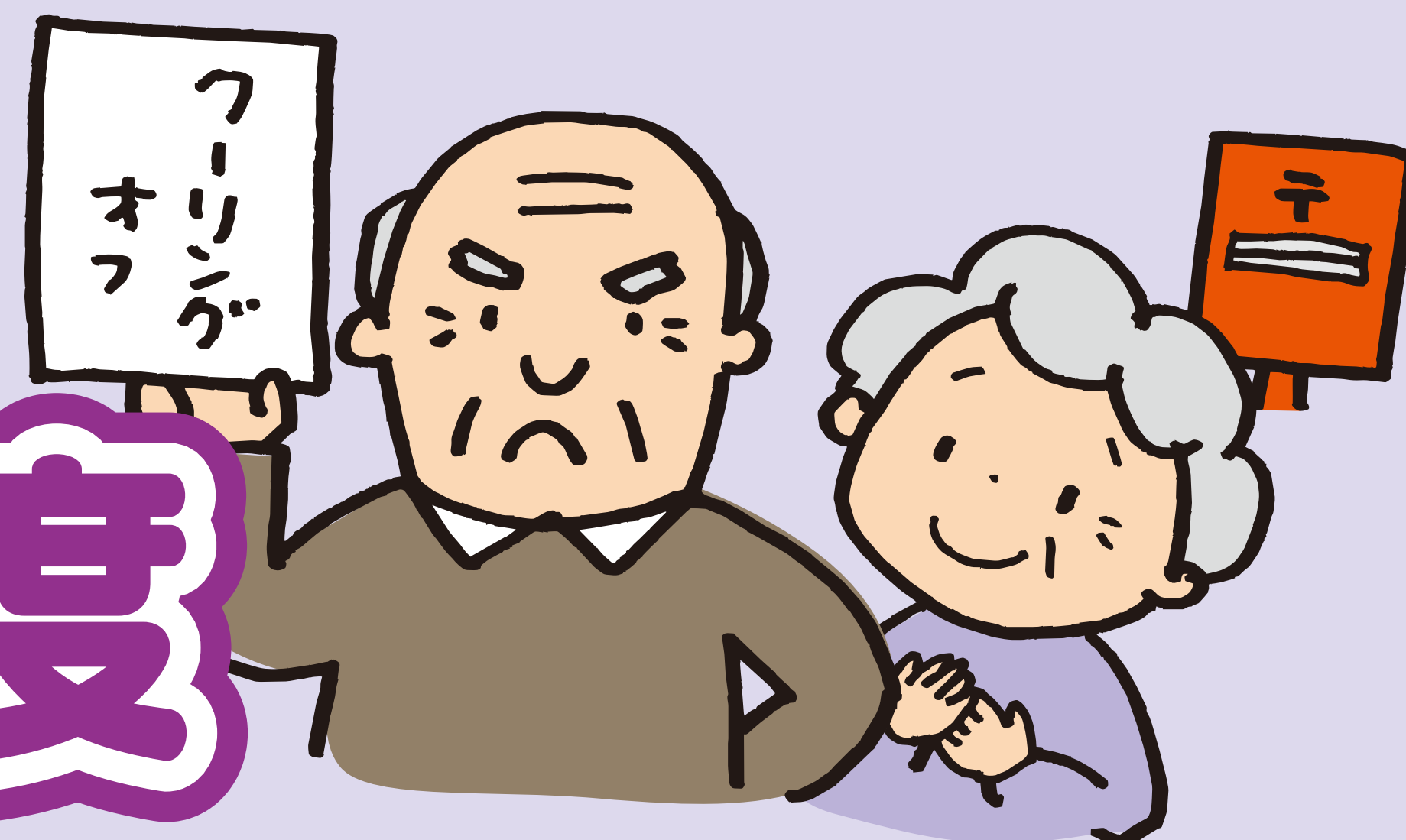


知っておきたい!

# クーリング・オフ制度



## ●クーリング・オフってどんな制度?

訪問販売、電話勧誘販売などの特定の取引に限って、一定期間内であれば契約を無条件で解除できる制度です。

※原則、すべての商品・サービスが対象。(乗用車、使用してしまった消耗品、総額3,000円未満の現金取引など対象外もあります)

## ●クーリング・オフできる期間は?

契約書面を受け取ってから**8日以内**  
(マルチ商法、内職商法などは20日以内)

※ただし、事業者が嘘を言ったり、脅したりしてクーリング・オフを妨害した場合は、期間が過ぎてもクーリング・オフできる場合があります。

## ●クーリング・オフの方法は?

- ① はがき(手紙)に契約をやめたい旨を記載し、両面コピーする。(はがきの書き方参照)
- ② 郵便局から、特定記録郵便か簡易書留で販売会社に送付する。
- ③ はがき(手紙)のコピーと郵便局の受領書は、大切に保管する(クーリング・オフをした証拠になります)。

## ●クーリング・オフするとどうなる?

契約ははじめからなかったこととなります。

- ・支払ったお金は全額返金されます。
- ・違約金や手数料などは請求されません。
- ・商品を受け取っている場合は、着払いで引き取ってもらいましょう。

## 〈はがきの書き方〉

契約解除通知

● 契約日 平成○年○月○日

● 商品名 ○○○○○○○○○○○○○○

● 契約額 ○○○○○○○○円(税込み)

右の日付の契約を解除します。

平成○年○月○日

住所 ○○○○○○○○○○○○○○

氏名 ○○○○○○

郵便はがき

切手

〒○○○○

○県○市○町○番地

○○販売株式会社 御中

本当に必要な商品?  
契約は慎重に  
しましょう



ご相談は

市町村消費生活相談窓口又は鳥取県消費生活センターへ